



記者配布資料

平成 26 年 9 月 26 日

大阪経済記者クラブ会員各位

大阪商工会議所

食品機能性表示に関する意見提出について

- 大阪商工会議所は、本日、消費者庁に対し「食品の機能性表示制度」について意見を提出した。これは、消費者庁が本日まで実施している、「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)についての意見募集(パブリックコメント)」に対し、本所の意見を表明したものである。
- パブリックコメントの対象である食品表示基準(案)には、政府が昨年 6 月に策定した「日本再興戦略」で規制緩和の方針を示し、それに基づき、消費者庁の「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」で検討を重ねてきた、「機能性表示食品」制度の大枠が規定されている。
- 本意見において本所は、食品メーカーが自社製品の機能をアピールできる「機能性表示食品」の制度が創設されることを歓迎するとともに、その運用にあたっては企業に過度な負担とならないことを要望している。具体的には、機能性の科学的な根拠について既存の研究論文等の研究成果を幅広く活用できる制度とすることに加え、今後の機能性食品の海外展開を考慮し、海外の機能性表示制度と整合性のあるレベルとすることを求めている。
- 本所は、今後食品メーカーが「機能性表示食品」の制度を活用し新たな商品の開発に繋げていくことができるよう、業界団体等と連携し、セミナーによる情報提供や届出手続きを支援する制度の整備を進めていく予定。

以 上

<添付資料>

「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」に対する意見

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部 ライフサイエンス振興担当 井上
TEL 06-6944-6484 FAX 06-6944-6249

平成 26 年 9 月 26 日

「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」に対する意見

大阪商工会議所

建議先 消費者庁

本会議所が意見する条文

食品表示基準(案) 第二条十項「機能性表示食品」の定義
(条文)

機能性表示食品 疾病に罹患していない者(略)に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(略)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品(略)であつて、当該食品に関する表示の内容、事業者名及び連絡先等の事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

本会議所意見

- ・ 食品表示基準に新たに「機能性表示食品」が設けられることを歓迎する。
- ・ 従来、特定保健用食品、栄養機能性食品を除き認められていなかった食品機能性表示が可能となり、消費者にその機能を正確に伝えられることは、食品メーカー、消費者の双方にメリットがある。
- ・ 安全性、機能性の根拠等の届出について、必要な根拠を求めることは当然であるが、中小企業を含めた幅広い事業者が本制度を活用できるよう、制度の運用にあたっては、食品メーカーにとって過度な負担とならないことに留意いただきたい。
- ・ 具体的には、安全性については、健康食品 GMP など従来ある制度の活用を考慮いただきたい。また機能性の科学的な根拠については、既存の研究論文等の研究成果を幅広く活用できる制度としていただきたい。
- ・ また、機能性を持つ食品は、今後、国内市場のみならず海外市場も含み成長が期待できる。制度の運用にあたっては、海外の機能性表示制度とも整合性のあるレベルのものとしていただきたい。

以 上